

秋田市告示第7号

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和8年1月13日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 施設名 秋田市まちなか観光案内所
- 2 指定管理者 秋田市大町一丁目2番37号
公益財団法人秋田観光コンベンション協会
理事長 辻 良之
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで